

平成29年4月3日

# 平成29年度 神津中学校経営方針

校長 富田 聖和

## 東京都教育目標

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

## 神津島村教育目標

神津島村教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かな村民の育成を目指し、村民が生涯を通じて主体的に学ぶことの出来る学習社会の実現を図り、もって、普遍的で個性豊かな文化の創造・発展と豊かな社会の形成に貢献することを期して、次の視点を基本として教育を推進する。

- 1 高齢化、情報化、国際化などの社会の変化に伴う学習需要の増大に対応し、家庭教育、学校教育、社会教育を充実し、相互の緊密な連携を図り、村民のための教育を推進する。
- 2 学校教育においては、自他の生命を尊び、勤労と責任を重んじ、自主性と創造性に富み、社会連帯意識をもち、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる村民の育成を目指し、生涯にわたる学習の基礎を培う教育を推進する。

- 3 社会教育においては、多様な教育機関と連携し、村民が、生涯を通じ、自らの課題に即して、あらゆる機会、あらゆる場を利用し、生活上、職業上の資質を高め、文化的教育を深め、スポーツに親しむことのできる生涯教育を推進する。

### 学校教育目標

- 自立       自尊

### 地域の期待

地域は将来の島の担い手として期待し、たくましく生きる人間に育つ教育を臨んでいる。

### 目指す学校像

- (1) 生徒の個性が尊重され、豊かな人間関係の中で学べる学校【人権尊重】
- (2) 保護者・地域の信頼に応え、地域と連携した教育を推進する学校【連携教育】
- (3) 障害の有無にかかわらず、一人一人の発達と成長を支援する学校【特別支援】
- (4) 学習の基礎・基本を確実に身に付け、主体的に学ぶ力を培う学校【学力向上】
- (5) 将来に夢をもち、その実現に努める意欲と態度を育てる学校【進路実現】
- (6) 自ら挨拶ができ、規範意識の習得や集団で生きる姿勢を学べる学校【社会性】
- (7) 課題解決のための協働体制が確立された組織としての学校【学校組織】
- (8) 神津島の伝統・文化を学び、英会話を通して外国人と交流する学校【国際理解】

学び合う学校      支え合う合校      認め合う楽校

### 目指す生徒像

- ◎ 意欲をもって学習する生徒【知の自立】
- 明るく思いやりのある生徒【心の自立】
- 健康で自主性のある生徒【体の自立】

こ = 心豊かで、友人・家族を大切にする生徒

う = 運動能力を向上させ、たくましく生きるための体と心を作る生徒

づ = 強い意志で学び続け、自分の将来に夢をもつ生徒

## 具体的な方針・内容

### 1 人権教育

東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、人権課題に向き合う実践を通して生徒の人権意識及び教職員の人権感覚を磨く。地域に人権尊重の精神を発信・啓発する。

- (1) 人権教育の視点を踏まえた教育活動の推進—教室環境、掲示物、生徒の呼称
- (2) 保護者・地域、島しょの学校への啓発及び広報活動  
—研究発表会、人権週間の活用、学校・学年だより、HP等
- (3) 教職員の人権意識—毎週の全ての教員による人権スピーチ（今週の人権）
- (4) 人権教育プログラムの活用

### 2 連携教育

保育園から高校までの連携及び関係機関、地域の教育力を取り入れて推進する。

- (1) 小中—教科兼務（英語）、出前授業、授業参観、代表委員・生徒会交流、  
子どもみこし協力
- (2) 中高—出前授業、授業参観、合同部活動、生徒会交流、高校生みこし協力
- (3) 保中—職場体験、ボランティア活動
- (4) 地域—ゲストティチャー、ボランティア活動、行事への参加・協力

### 3 特別支援教育

通級指導学級、固定学級の生徒はもちろん、通常学級の中で支援の必要な全ての生徒に対して特別支援教育の実践をする。

- (1) インクルーシブ教育の視点に立った教育活動の推進
- (2) だれでも分かりやすい授業の実践—教材の工夫、指導技術・内容の工夫
- (3) 学習支援員による授業の補助
- (4) 特別支援学級と通常学級との緊密な連携体制—交流学习、教員の情報共有、  
通常学級教員による特別支援学級への授業の乗り入れ（人間関係形成）
- (5) キャリア教育としての進路指導—島外の特別支援学校、特別支援学級との交流  
体験学習

### 4 学力向上

次期学習指導要領を見据えた授業の先行実践をする。実生活で活用できる基礎的な知識・技能を習得させ、未来社会の課題に直面した時に、自ら解決できる思考力・判断力・表現力を身に付けさせる。

- (1) 学ぶ意味を理解させ、興味・関心を引き出し、学習意欲を育む。
- (2) 分からないところは、できるまで努力をしようとするやり抜く態度を育てる。
- (3) 小学校の既習事項を踏まえた授業実践—分からない場合は小学校の復習

- (4) 基礎・基本の確実な定着—繰り返し学習、補習
- (5) 全教科・領域で言語活動を取り入れた思考力・判断力・表現力の育成
- (6) 英会話、コミュニケーション能力の育成—国語科、英語科中心、英会話週間の活用
- (7) 効果的な習熟度別少人数指導の工夫・改善—数学科・英語科
- (8) 課題解決型学習の実践—アクティブ・ラーニングの指導法
- (9) 中1ギャップの未然防止及び解消
- (10) 家庭学習の工夫—授業と関連した宿題、宿題の分量の工夫
- (11) 新島地区学力コンテストへの取組—英語科でのスペリングコンテスト

## 5 心の教育

人権教育を柱として、心の教育を推進していく。

- (1) 自ら挨拶をできる心と心の交流の推進
- (2) 自尊感情及び自己肯定感を育む教育の推進
- (3) 相手を思う、やさしさにあふれた生徒の育成
- (4) 道徳授業の充実
  - 道徳教育推進拠点校としての取組、特別の教科「道徳」として考える道徳、議論する道徳の授業実践及び評価の工夫、道徳担当教師のコーディネート、担任が中心となった指導、全校道徳の工夫、ゲストティーチャーの活用
- (5) 伝統・文化教育推進校としての取組
  - 地場産業を活用した取組、地域の専門家の活用、高校ALTとの交流体験、
- (6) 人権週間の活用—人権課題ポスター、人権読書、人権授業等

## 6 オリンピック・パラリンピック教育（体力向上）

オリンピック・パラリンピック教育推進重点校としての取組を通して、体力向上を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの精神やスポーツ、文化、環境についての取組を行う。

- (1) 各教科・領域における単元とオリンピック・パラリンピックの取組を関連付けて、生徒への東京開催に向けての意識づけを図る。—年間指導計画への位置づけ
- (2) オリンピック・パラリンピック週間を活用した具体的な取組の実践
- (3) 世界ともだちプロジェクトの系統的・計画的な実施
- (4) パラリンピアン派遣授業を通じた障害者理解教育の実施
- (5) 校庭の芝生を活かした運動・遊び
- (6) 日常的な体力向上の取組

## 7 部活動

文武両道の精神の下に生徒が生き生きと自己実現できる充実した部活動を実践し、自尊感情を育む。

- (1) 全員入部、全教員で指導
- (2) 神津高校・地域との連携・合同部活の実施

## 8 進路の実現

キャリア教育の視点に立った進路指導を充実させ、3年間を見通した系統的・計画的な進路指導を実践する。

- (1) 将来の夢・目標をもたせ、自己実現を図るための進学指導の取組
- (2) 地域・社会と関わり合う職業学習・職業体験の実施

## 9 健康・安全

健康で、安心・安全な学校運営を推進するために、教職員が一丸となって命を守る教育を推進していく。

- (1) 全教職員による組織を挙げての食物アレルギー対応の実施
- (2) 地域と連携した食育指導の充実
- (3) 家庭と情報を共有した保健指導の実施
- (4) 様々な災害を想定した避難訓練・避難行動の実施—地震・津波の対応強化
- (5) 村と連携した防災体制及び防災教育の推進
- (6) 定期的な施設・備品の点検及び修繕の実施

## 10 生活指導

学校いじめ防止基本方針を基にした全教職員による組織的な生活指導を推進する。問題行動を後追いする指導ではなく、未然防止する積極的な生活指導をする。

- (1) いじめ・不登校・暴力事件「0宣言」
- (2) いじめを起こさせない、許さない、生活指導の徹底
- (3) 生徒・教職員がいじめの定義について正しく理解し、法律での禁止を確認
- (4) 不登校への積極的な対応、働きかけ
- (5) 神津中SNSルールの徹底
- (6) 全教職員による生活指導の共通実践
- (7) 問題行動に対しての未然防止・早期発見・早期対応
- (8) 保護者・地域・関係機関との連携を図った生活指導の推進
- (9) 報告・連絡・相談・確認・記録の励行
- (10) 子供を褒め、充実感、達成感、成就感を味わわせる成功体験の実施
- (11) 自己肯定感の育成
- (12) 生徒の心情や考えを受け止め、傾聴していく教育相談の実施
- (13) スクールカウンセラーを活用した教育相談の推進

- (14) 体罰、不適切な指導にならない教職員の生徒指導力の向上
- (15) 生徒の人権を尊重した、教職員の生徒への呼名における敬称の実施

## 11 校内研究・研修

人権尊重教育推進校として、1年目の研究の成果と課題を踏まえた研究を実施し、教師の指導力・実践力を高め、研究発表会を通して生徒・保護者・地域・島しょ地区へ普及・啓発していく。人権教育の研究を柱とし、道徳教育、伝統・文化教育、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた研究を推進していく。

- (1) 研究進路部のリードによる、全教職員の力を活かした組織的な研究の推進
- (2) 人権課題を焦点化した研究授業・授業研究・公開授業の実施
- (3) 生徒の実態を踏まえた教育課題の研修—いじめ、特別支援教育、評価等
- (4) 専門の講師による指導・助言

## 12 予算・会計

限られた予算で最大の効果を生み出すように、学校施設及び教育内容、教育実践を充実させる。前年度をそのまま踏襲する実践は教育の後退として、費用対効果は望めない。

- (1) 予算の適正な執行—早い時期に執行、定期的な点検、未執行の防止
- (2) 費用対効果のある教育実践
- (3) 会計報告—学年、部活動等、私費会計の明瞭化
- (4) 出張旅費の確保—研究関係、部活関係

## 13 組織力

神津中学校の経営方針に基づいて学校運営が迅速かつ円滑に推進できるようにチーム神津中としての組織を最大限に活用する。

- (1) 統括主任、主幹教諭をキーパーソンとしたライン組織の学校運営
- (2) チーム神津中としての教職員間の連携・協力
- (3) トップダウンとボトムアップによる双方向の発案・改善策
- (4) 主任教諭のミドルリーダーによる指揮・采配
- (5) 起案システムによる決裁・意思の統一
- (6) 学校評価システムによる学校経営・学校運営の改善
- (7) 報告・連絡・相談・確認・記録の常時遂行
- (8) 企画調整会議、職員会議、職朝の目的に合った運営
- (9) 教職員のコミュニケーション、情報共有、共通認識、協力体制
- (10) 特別支援部の新設による、より一層の専門化及び通常学級との連携強化
- (11) 主幹教諭による教育課程の管理及び全教員の週ごとの指導計画の提出
- (12) カリキュラム・マネジメントによる実践の評価及び即時改善・計画の実践
- (13) 働き方の意識改革、限られた時間での仕事の能率化及び効率化

## 14 人材育成

職層に応じた校務分掌を担うとともに、OJTを通じて積極的に人材育成を推進する。教職員の資質・能力の向上を図り、職として昇任させていく。

- (1) 主任教諭、主幹教諭、教育管理職の育成
- (2) OJTの推進一起案システムの活用
- (3) 授業力の向上—研究授業、授業改善推進プランによる授業観察、授業公開
- (4) 研究指定の取組を通じた教育課題への対応
- (5) 課題に応じた研修会の参加—教育庁大島出張所、東京都教職員研修センター
- (6) 自己啓発、一歩上の仕事を目指す、やり抜く力

## 15 情報発信

学校の教育活動を日常的に発信することで。保護者・地域へ学校への理解と信頼を築き、学校に協力と支援を得られるようにする。

- (1) 学校だより、学年だより—学校としての書式の統一A3又はA4
- (2) 学校ホームページ—頻繁な更新、個人情報の配慮、過去の記録の更新

## 16 服務規律

教育公務員として、法規・法令を遵守し、一般社会通念上、常識とされていることを踏まえる。今までの古き慣習、いわゆる学校文化にとらわれない。

- (1) 教育公務員としてのプロ意識、全体の奉仕者としての使命感
- (2) 体罰、不適切な行為（不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導）の根絶
- (3) 休暇・出張・旅行届等の各種諸届の申請は、事前に本人が副校長へ申請
- (4) 年間指導計画等の教育計画に基づいた教育実践による適正な教育課程の実施
- (5) 週ごとの指導計画は、パソコンの書式で作成し、毎週、主幹・管理職へ提出

## 17 村民としての自覚

教員であるとともに神津島村の村民であるという意識をもって、村民との触れ合いや村への協力をする。

- (1) 挨拶の徹底、相手を知らなくても村民として挨拶を自ら励行
- (2) 村の行事への協力・参加、ボランティア活動等の取組
- (3) 村の施策を理解し、村の事業、文化、行事を尊重及び大切にし、一村民として活動して発展に尽力